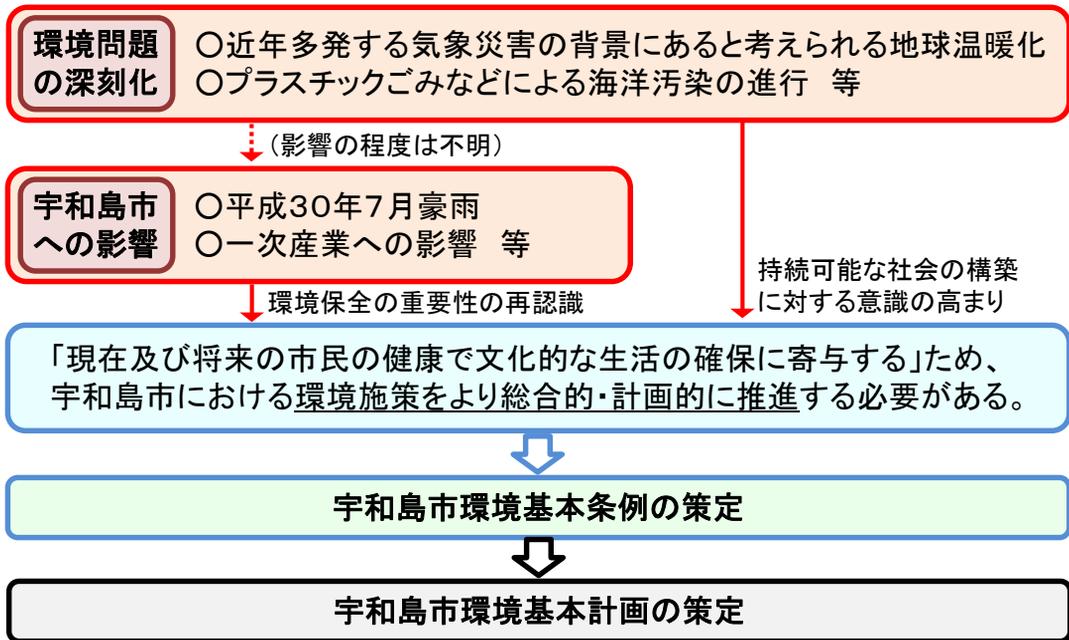


## 宇和島市環境基本条例（案）策定の背景等について

### 1. 策定の背景・目的



### 2. 条例・計画

条例・計画の策定は法律上の義務ではないものの、県内で7市4町が策定している。

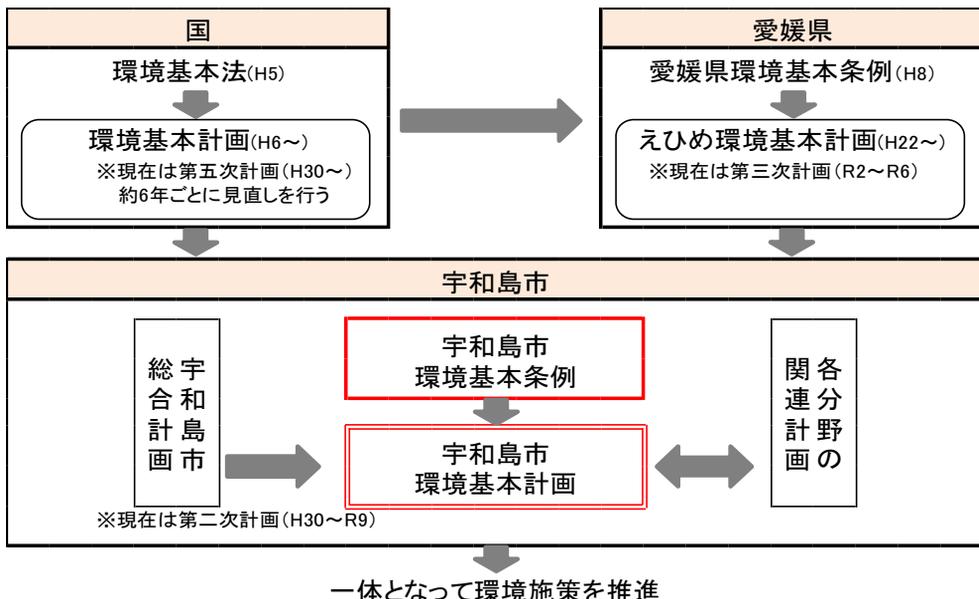
#### （1）環境基本条例

自治体における環境行政の基本方針等を定めるものであり、環境基本計画の根拠法令となるもの。

#### （2）環境基本計画

環境施策を推進する上での基本的な計画で、総合的・長期的な施策の大綱等を定めるもの。計画期間は自治体により異なるが、県内市町は概ね10年。

※条例・計画の位置付け



### 3. 宇和島市環境基本条例（案）策定の考え方について

#### （１）考え方

条例案は、環境基本法に基づき、また、愛媛県環境基本条例との整合を図りつつ、他市の事例も参考に宇和島市の地域特性に適合したものとした。

#### （２）特色

##### ①本市の地域特性等を踏まえた基本方針

環境基本法をベースに以下の文言等を基本方針に追加した。

- ・「海をはじめ」  
→環境問題において、自然環境のなかでも海を第一に考えることを示すため、文言を追加。
- ・「歴史的・文化的資源等の地域の特性を生かした良好な景観の形成」  
→豊かな歴史文化を生かした景観の形成が環境面からも重要であることを示すため、文言を追加。
- ・「災害につよいまちづくりの推進」  
→30年7月豪雨の被災地であること等を踏まえ、災害につよいまちづくりが環境面からも重要であることを示すため、文言を追加。
- ・「循環型社会の構築」  
→一次産業が環境問題の影響を受けやすいこと等を踏まえ、地球環境の保全に資する社会を構築するため、規定を追加。

##### ②その他

環境基本法をベースに以下の規定を基本施策に追加した。

- ・「滞在者の協力（第7条）」を規定  
→市内に就労、就学、観光等の目的で滞在する者に対しても環境への負荷の低減（ごみの適正処理等）等への協力を求める。
- ・「快適な生活環境の確保（第15条）」を規定  
→市民等と連携した緑化の推進、良好な景観の形成等、快適な生活環境の確保を努力義務として規定。

### 4. スケジュール案

#### ○条例議案上程 … 令和2年12月

議決されれば、令和3年1月1日から条例を施行する予定。

条例に基づき、令和4年3月の計画策定を目指す。